

チフルザミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年8月30日～令和5年9月28日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見1】 参照資料87中64が非公でしかも申請者の出したもので、公正に検証できるのか疑問です。第三者の資料に限定して審査お願いします。	【回答1】 ・参照資料は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に基づき、原則として公開することとしています。公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。資料のうち、試験の概要を記載した資料については、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」（令和2年5月20日農薬第一専門調査会決定）に基づき、専門調査会での審議終了後に、申請者の知的財産に係る内容がマスキングされた閲覧用資料を事務局において公開しています。 ・評価に用いる資料に関しては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日食品安全委員会決定）に基づき、評価に必要な資料を要請者であるリスク管理機関がその責任において提出すること、資料の内容の信頼性を確保することを求めています。さらに、信頼性確保に関しては、OECDのガイドライン等で規定された試験方法によって実施された試験成績、適正に運営管理されていると認められるGLP（Good Laboratory Practice）に対応した試験施設等において実施された試験成績及び国際機関における評価書等の科学的に信頼できる資料を提出することとなっています。

	食品安全委員会においては、個別の試験結果について、上記のほか、試験条件、試験結果等データの科学的な信頼性を確認しながら評価を行っています。
【意見 2】 フッ素及び臭素が含まれているので、基本として利用しない方向に進むべきと考える。(なお、土壌へのフッ素の使用については、温暖効果ガスの発生についての調査・研究が行われるべきではないかと考える。)	【回答 2】 農薬の登録・使用及びその使用に伴う環境への影響に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び環境省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。